

**令和 4 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト
新型コロナウイルス感染症対策等**

〔 令和 3 年 9 月 14 日入試セ事一第 58 号
独立行政法人大学入試センター理事長通知 〕

〔 一部改正 令和 3 年 12 月 28 日入試セ事一第 127 号
独立行政法人大学入試センター理事長通知 〕

令和 4 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項（令和 3 年 6 月 11 日付け入試セ事一第 17 号独立行政法人大学入試センター理事長通知）の 18 に基づき、令和 4 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和 3 年 6 月 4 日付け大学入学者選抜協議会決定、令和 3 年 12 月 24 日改定、令和 3 年 12 月 28 日改定）（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の実施に当たっての新型コロナウイルス感染症対策等を次のとおり定める。

なお、感染症対策等については、ガイドラインのうち共通テストを実施する上で必要な箇所を抜粋し（枠囲み）、そこに共通テスト固有の感染症対策等を追記している。

1. 試験室の設定等

(1) 試験室の確保【ガイドライン 2(1)①・③関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

①試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、試験室については、もともと不正防止等の観点から③で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染症対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

③試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく 1メートル程度の間隔を確保すること。

- 受験者の座席について、なるべく 1メートル程度の間隔が確保され、マスク着用の義務付け等、ガイドラインで示された様々な感染症対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であることとされていることから、令和 4 年度共通

テストにおける試験室の設定の考え方は変更しないものとする。

(2) 別室の確保【ガイドライン2(1)⑦, (2)①・④関係】

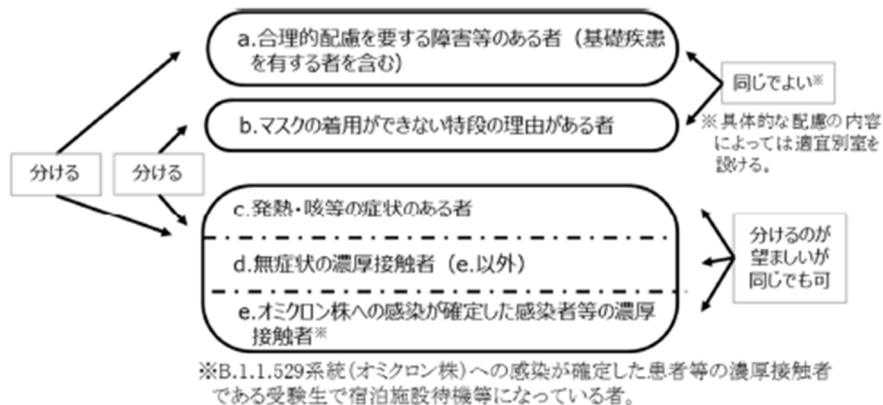
2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑦別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、下図並びに2. (2) ①の※及び④iv) の※も参照すること）。



(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、

可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

※B.1.1.529 系統（オミクロン株）への感染が確定した患者等の濃厚接触者で、宿泊施設等からの外出が認められて受験している者の別室については、他の無症状濃厚接触者とは別にすることが望ましいが、試験運営上困難な場合は、同じ別室でも差し支えない。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。
- 共通テストにおいては、病気・負傷や障害等によりマスクを着用することが困難で、マスクを着用せずに受験することを希望する場合は受験上の配慮申請を行い、別室での受験を申請すること（「受験案内」15 ページ及び「受験上の配慮案内」参照。）。なお、マスクを着用することが困難である旨あらかじめ申出がない受験者については、追試験の受験申請及び受験上の配慮申請を案内することとし、受験は認めないこと。

(3) 医師、看護師等の配置【ガイドライン 2(1)⑥関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑥医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

- 受験者の体調不良の申出に適切に対応するため、令和 4 年度共通テスト実施要領のとおり、休養室又は医務室等（以下「休養室等」という。）に医師を配置（医師の配置が困難な場合には看護師等を配置）すること。
- 体調不良者に対応するための休養室等についても、「2. 各種感染症対策」に示すような試験室と同等の感染症対策を講じること。
- 体調不良者を検温するため、休養室等には体温計を準備すること。

(4) 受験者等の控室の設置【ガイドライン 2(1)②・⑬関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

②受験生控室の確保

試験の実施方法によって、受験生控室を確保する必要がある場合には、本ガイド

ラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為は控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受験生への注意喚起を行うこと。

⑬保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

- 受験者の控室を設置する場合、座席については、なるべく1メートル程度の間隔を確保し、マスク着用の義務付け、換気の実施等、「2. 各種感染症対策」に示すような試験室と同等の感染症対策を講じた上で、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為を控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受験者への注意喚起を行うこと。
- 保護者等の控室は原則設置しないこととし、受験者以外の入場は、受験上の配慮として付添者の同伴を許可している場合など限定的に行うこと。
- 同伴を許可している場合には、付添者の氏名、連絡先等を確認すること。また、付添者の控室等についても、「2. 各種感染症対策」に示すような試験室と同等の感染症対策を講じること。

2. 各種感染症対策

(1) 受験者のマスク着用の義務付け等【ガイドライン2(1)④, 2(2)①関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

④マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申

し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

(参考) 正しいマスクの付け方(厚生労働省HPより)



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>



<https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4>

- 試験当日、マスクを着用していない受験者がいた場合には、あらかじめ各試験場で準備したマスクを試験場の入口等で配付し、試験場では常に鼻と口の両方を確実に覆うようマスクを正しく着用させること。
- 休憩時間や昼食時、試験場への入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう、掲示物等による注意喚起を行うこと。

(2) 試験室ごとの手指消毒の実施・速乾性アルコール製剤等の準備【ガイドライン2(1)④, 2(2)②関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

④マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

(2) 試験当日の対応

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退室を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

- 試験室の出入口付近に速乾性アルコール製剤等を置き、入退室を行うごとに手指消毒を行うよう、掲示等で周知すること。
- 試験室以外にも、建物入口や受験者控室など受験者が出入りする場所及び予備の試験室の入口にも設置すること。

(3) 換気の実施【ガイドライン2(2)⑦関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

⑦換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の目安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。また、試験室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、試験実施上、支障のない範囲で受験生が利用するドアの常時開放等の工夫をすることが望ましい。

- 1科目終了ごとにできるだけ全ての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。なお、「地理歴史、公民」及び「理科②」の2科目受験者試験室の中間時間については、可能な範囲で実施すること。
- 受験者が利用するドアについて、休憩時間中は支障のない範囲で常時開放すること。
- 寒冷地の試験場については、当日の気温や気候状況等により、10分程度以上連続して開放することが困難な場合には、温度・湿度が適切に維持されるよう、例えば、暖房設備を稼働させつつ、よりこまめに短時間の換気を繰り返し実施するなどの工夫を行うこと。

(4) 昼食時の対応【ガイドライン2(2)⑧関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

⑧昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日には自席での飲食を認めること。また、短時間の食事に比べ長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まることから、あらかじめその時間を限定して設定すること。

- 試験室の自席で昼食をとるよう、監督者から指示をすること。
 - 共通テストの昼食については、1日目は「国語」の入室終了時刻の15分前までに、2日目は「数学②」の入室終了時刻の15分前までに終わらせるよう、監督者から指示をすること。
 - また、昼食中は会話を控えることや、昼食をとり終えた後は速やかに鼻と口の両方を確実に覆うようマスクを正しく着用することを併せて監督者から指示をすること。
- ※ 受験上の配慮を許可されている者については、症状等に応じて適切に対応すること。

(5) トイレの使用【ガイドライン2(1)⑪関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑪トイレの使用

トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

- 受験者が混雑を避けてトイレを利用したことにより、次の試験時間の受験者入室終了時刻までに間に合わない場合には、その状況等により、適宜、試験開始時刻を繰り下げるなどの対応をとること。

(6) 試験室の机、椅子の消毒【ガイドライン2(1)⑧、2(3)②関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑧試験室の机、椅子の消毒

試験開始前の72時間以上使用していない試験室を除き、試験前日に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

(3) 試験終了後

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

- 試験開始前 72 時間以上使用していない机，椅子については，試験前日の消毒は必要ないこと。
- 原則として，受験者は 2 日間同じ座席であるため，1 日目終了後に消毒を行うことは必要ないが，何らかの理由で座席を移動した場合には，当該受験者の座席について消毒を行うこと。
また，体調不良を申し出た受験者の座席について，当該試験時間終了後に，当該受験者が使用していた座席の消毒を行うとともに，移動後の座席についても，当該受験者のその日の受験科目終了後に消毒を行うこと。
- 試験室（試験実施本部含む。）等として利用した教室等について，共通テストの全日程終了後の翌日に授業を行うなど利用する機会がある場合には，試験終了後，消毒を行うこと。

(7) その他

- 各試験室において主任監督者が受験者に口頭で指示することを考慮し，マスクの着用に加え，主任監督者と受験者との距離を 2 メートル以上確保し，飛沫対策を講じること。なお，試験室の構造上，主任監督者と受験者との距離を 2 メートル以上確保できない場合は，ビニールカーテンを設置するなどの代替措置を講じること。

3. 試験場入場時等の対応

(1) 試験場への入場方法の検討【ガイドライン 2(1)⑩関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑩試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより，試験開始までの時間に余裕を持たせたり，受験番号ごとに入場時間を割り振る，一定間隔を空けて入場させる，複数の入口，門を使用する，入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により 1 メートル以上の間隔をとる）など，入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

- ガイドラインを踏まえ，入場時の混雑を避けるための工夫を検討し，大学のホームページ等であらかじめ周知すること。

(2) 試験場入場前の対応【ガイドライン 2(2)⑨関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

- 試験場の入口には、発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の受験者は申し出るよう案内を掲示し、注意喚起を行うこと。また、実際に体調不良の申出があった場合は、当該受験者を休養室等へ移動させ、その後の対応は「4. 発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た受験者への対応」のとおりとすること。
- 令和4年度共通テストにおいても引き続き自主検温を行うこととし、どの試験場も、試験場入場時におけるサーモグラフィ等による受験者の検温を行わないこと。

(3) 試験終了時の試験室からの退室方法の検討【ガイドライン2(1)⑫関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑫試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

- 試験終了後の一斉退出による混雑を避けるため、監督者から他の人と一定間隔を空けるよう、指示を行うこととしているが、このほかに、各大学の試験室の態様及び座席配置状況等を踏まえ、あらかじめ退室の順番や、試験場からの退出方法等を検討し、監督者から必要な指示をすること。

4. 発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た受験者への対応【ガイドライン2(2)

③関係】

(別紙1「発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た受験者の休養室等での対応」参照)

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験当日までに発熱・咳等の症状を理由に受験生から追試験の受験等の申出があり、診断書の提出等を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応すること。

また、試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

- 共通テストにおいては、追試験の受験申請を行う場合には医師の診断書の提出を求めることとするが、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫等により、保健所等から自宅待機を要請されている等の理由のため診断書の提出が困難な場合でも、追試験の受験申請ができることとすること。なお、この場合の申請方法等については、改めて大学入試センターから周知する。
- 監督者から各試験時間帯の受験者入室終了後の指示事項において、受験者に対して発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の場合は申し出るよう指示することとし、申出があった場合は、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させるとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。また、解答開始後に体調不良の申出があった場合についても、試験開始前に申出があった場合と同様に、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させるとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。
- 休養室等では医師等により、別紙2「令和4年度大学入学共通テスト 健康状態チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に基づき、受験者の症状について確認を行い、必要に応じて応急処置等を講じること。
- 共通テストにおいては、どの試験場も、チェックリストの項目に該当した受験者については、追試験の受験申請を案内することとし、特別な事情の有無にかかわらず、例外なく、それ以降の受験は認めないこと。
- チェックリストの項目に該当しない受験者が、継続受験を希望する場合には別室での受験とし、受験者間は概ね2メートル以上の間隔での座席配置とすること（当初の試験室で受験できる状況の場合には、当初の試験室に戻して受験させても差し支えない）。なお、継続受験を希望しない場合には、追試験の受験申請を案内すること。
- 受験者から体調不良の申出がない場合でも、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると監督者において判断できる場合には、試験場本部に連絡した上で当該受験者の受験を中断し、試験開始前に体調不良の申出があった場合と同様に、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させるとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。
- これらの対応を踏まえ、共通テストにおいては、追試験の受験許可の単位は、原則

として2日分又は1日分の教科・科目としているが、1日目又は2日目において、当該試験日に一つの教科・科目でも受験した者についても、当該試験日に体調不良を申し出た場合（明らかに激しい咳を何度もしていることなど、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると監督者において判断し、受験を中断した場合を含む。）は、体調不良を申し出た時点で終了していない試験時間帯以降（解答開始後に体調不良を申し出た場合は、次の試験時間帯以降）の教科・科目を対象として追試験の受験申請ができることとすること。

なお、チェックリストの項目に該当した受験者が1日目に追試験の受験申請をした場合、併せて2日目についても、追試験の受験申請をさせること。

5. 無症状の濃厚接触者への対応【ガイドライン2(2)④・⑤関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査※¹（行政検査））の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果※²においても陽性であることが判明していないこと

※1 初期スクリーニングの検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させること。

※2 その後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であっても受験は可能であること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR等の検査の結果が陰性であることを文書等で証明する義務はないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせること）。

iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当事者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

※B.1.1.529 系統（オミクロン株）への感染が確定した患者等の濃厚接触者で、宿泊施設等からの外出が認められて受験している者の別室については、他の無症状濃厚接触者とは別にすることが望ましいが、試験運営上困難な場合は、同じ別室でも差し支えない。

⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染症対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染症対策上は問題ない。

ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上最大限大きく確保すること

iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること

iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）。

○ 共通テストにおいては、どの試験場も、受験希望の申出があった無症状の濃厚接触者がガイドライン2(2)④のi)～iv)のいずれの要件も満たしている場合は、受験を認めることとすること。

○ 無症状の濃厚接触者からの受験希望の申出は、受験を予定している試験場の大学において令和4年1月14日（金）の午前10時まで受け付けることとし、申出があった場合には、以下の事項について自署した書面をメール等で提出させた上で、ガイドラインに基づき対応すること。

(申出時に報告が必要な事項)

- ・受験番号
- ・試験場コード
- ・氏名及び緊急連絡先
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・初期スクリーニング(自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査(行政検査))の結果及びその後に検査を受けている場合はその結果
- ・B.1.1.529 系統(オミクロン株)への感染が確定した患者等の濃厚接触者で、宿泊施設等からの外出が認められている場合はその旨の記載

6. 保健所等の行政機関への協力【ガイドライン2(1)⑮, (3)③関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑮関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

(3) 試験終了後

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

- 試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験者や監督者等がいた場合に備え、「入学志願者名簿」や試験実施関係者の名簿等を準備し、濃厚接触者の特定など保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うとともに、大学入試センターにもその旨連絡をすること。

7. 監督者等への周知事項等

試験実施本部において、次の事項を定め、監督者等にあらかじめ周知すること。

【事前準備】

(1) 監督者等に対する感染症対策の要請等【ガイドライン2(1)⑭関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑭試験監督者等に対する感染症対策の要請

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

○ ガイドラインを踏まえ、対応すること。

(2) 監督者等の体調管理等【ガイドライン2(1)⑤、(2)⑥関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑤試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

(2) 試験当日の対応

⑥体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

○ ガイドラインを踏まえ、対応すること。

○ また、今後、地区により感染が拡大した場合においても、受験者が安心して受験できる環境を確保するため、監督者への試験前2週間程度の健康管理の要請はもとより、その家族などの関係者自身の健康管理の協力要請について、あらかじめ周知を行うこと。

【試験当日の対応】

(3) 監督者等への周知事項【ガイドライン2(2)①・②関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、屋食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や屋食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

（参考）正しいマスクの付け方（厚生労働省HPより）



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>



<https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4>

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退室を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

- 試験場本部や試験室の入退室を行うごとに、速乾性アルコール製剤等で手指消毒を行うこと。また、無症状の濃厚接触者である受験者のいる別室においては、特にマスクの着用や手指消毒等の基本的な感染症対策を徹底すること。
- 主任監督者は、マスクを着用したまま指示事項等の発言を行うこと。そのため、発言内容について受験者がしっかり聞き取れるように発言すること。
また、他の監督者は、試験室内の主任監督者から離れた位置でも発言内容が聞き取れるかどうか必ず確認し、聞き取れない場合は、直ちに主任監督者に知らせ、試験の進行に支障が生じないようにすること。

(4) 受験者から体調不良の申出があった場合の対応

- 受験者から体調不良の申出があった場合には、その内容や申出時間等の必要事項を確認の上、監督要領及び「4. 発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た受験者への対応」のとおり対応すること。
- なお、受験者から体調不良の申出がない場合でも、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると監督者において判断できる場合には、試験場本部に連絡した上で当該受験者の受験を中断し、試験開始前に体調不良の申出があった場合と同様に、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させ

るとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。

【試験終了後の対応】

(5) 監督者等の健康観察【ガイドライン2(3)①関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験終了後2週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

○ ガイドラインを踏まえ、対応すること。

8. その他【ガイドライン3関係】

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

①感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

(参考) 受験生のみなさんへ ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～



https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext_daigakuc02-000005144_1.pdf

②医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できないこと。なお、大学入試センター及び各大学は、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を、受験要件にしないこと。

発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.(2)④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定

の大学に問い合わせ受診の可否を確認すること。

海外から日本に入国して受験する場合、受験生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後の待機期間中は受験できないこと。

④受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

⑤試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと（地域独自のQRコード等による追跡システムがある場合には、その利用についても呼びかけることが考えられる。）。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

- 試験場における感染拡大を防止し、受験者自身が安心して受験できる環境を確保していくため、試験場では常に鼻と口の両方を確実に覆うようマスクを正しく着用することなどの試験場における適切な行動や、発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の場合の対応など、あらかじめ受験者に要請しておくべき事項については、大学入試センターから受験票とともに送付する「受験上の注意」やホームページにおいて、あらかじめ周知する。
- また、今後、地区により感染が拡大した場合においても、受験者が安心して受験できる環境を確保していくため、受験者への試験前2週間程度の健康管理の要請はもとより、その家族や高等学校の教員などの関係者自身の健康管理の協力要請について、ホームページにおいて、あらかじめ周知する。
- 保健所から濃厚接触者に該当するとされた受験者のうち、無症状の者については、以下のいずれの要件も満たしている場合には、受験が認められることから、受験を希望する場合には、令和4年1月14日（金）の午前10時までに受験を予定している試験場の大学に申し出ること。
 - i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査^{※1}（行政検査））の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果^{※2}においても陽性であることが判明していないこと
 - ※1 検査結果が判明するまでは受験はできないため、その場合は追試験の受験申請をすること。
 - ※2 その後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であっても受験は可能であること。
 - ii) 受験当日も無症状であること
 - iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
 - iv) 終日、別室で受験すること